

8930 Vol.84

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



川崎大師（川崎市）

暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

ご挨拶

神奈川県弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員長 小比賀 正義

神奈川県弁護士会の民事介入暴力対策委員会委員長の小比賀でございます。

当委員会は平成2年に設立され、暴力団等反社会的勢力からの被害救済の活動を行ってまいりました。平成11年7月には、神奈川県警察及び神奈川県暴力追放推進センターと三者協定を締結させていただき、以後、警察及び暴力追放推進センターのご協力を得て、暴力団等反社会的勢力の排除、被害回復を実現させていただいております。

平成24年の暴対法改正により、指定暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏が害されているときは、住民等から委託を受けた適格都道府県センターの名をもって、事務所使用差止の裁判をすることができる適格団体訴訟制度が創設されました。

平成28年2月、厚木市内の山口組系暴力団事務所にトラックが突入する事件が発生しました。六代目山口組と神戸山口組の分裂抗争の一環とみられています。平成28年11月、当委員会有志からなる弁護団は、住民から委託を受けた暴力追放推進センターの代理人として、暴力団事務所の使用差し止めを求める仮処分命令の申立てを行いました。平成29年3月、横浜地方裁判所小田原支部は、仮処分を認める決定を出しました。その後の訴訟手続き内で、暴力団と無関係な一般私人に建物を売却する内容の和解が令和2年12月に成立し、住民等の希望どおり暴力団事務所を完全に排除することに成功しました。

厚木事件の和解による暴力団事務所の排除は当委員会と県警察、暴力追放推進センターの協力の一大成果であり、近隣住民からも大変感謝していただきました。また、当委員会は令和3年11月に明治記念館で行われた全国暴力追放運動中央大会で功労団体として表彰される栄誉に服することができましたが、これはもっぱら厚木事件における県警察、暴力追放推進センターとの協力の結果であることはいうまでもございません。

ほかにも当委員会は本年度、①稲川会系暴力団構成員が実行犯となったいわゆる特殊詐欺被害事案に関する稲川会代表者等に対する損害賠償請求事件、②双愛会系暴力団構成員による傷害致死事件に関する双愛会代表者等に対する損害賠償請求事件について、いずれも勝訴的和解を勝ち取ることができましたが、これらも県警察、暴力追放推進センターとの協力の成果です。

また、当委員会は令和4年6月3日に、県警察及び暴力追放推進センターと共催で恒例の無料電話相談会を実施する予定です。暴力団等反社会的勢力による被害の回復のため、お気軽にご相談いただければ幸いです。

新型コロナウイルス拡大の早期終結と、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



全国暴力追放功労者表彰受賞

令和3年11月25日、東京の明治記念館において「全国暴力追放運動中央大会」が開催され、本県から長年にわたって暴力追放に尽力された次の方々が、警察庁長官及び全国暴力追放運動推進センター代表理事から表彰されました。おめでとうございます。

暴力追放荣誉銀章



海老名暴力団排除協議会
会長 菊池 寛 様

団体功労表彰



神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会
委員長 小比賀 正義 様

暴力追放功労職員表彰



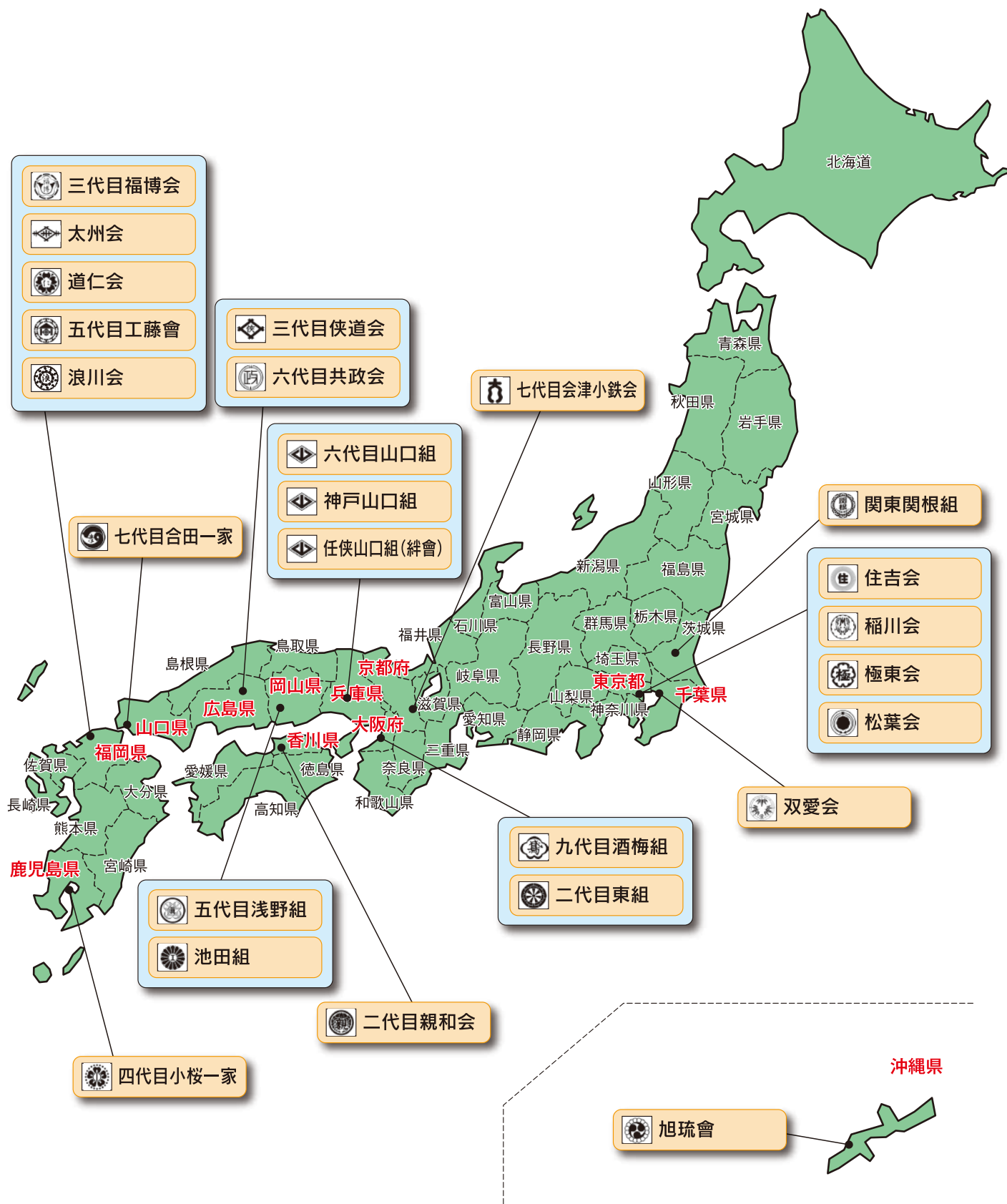
神奈川県暴力追放推進センター
菅野 則子 様

令和3年 神奈川県暴力団排除条例適用一覧

通番	種別	違反・条項	実施日	概要	事業者等	暴力団
1	中止命令	少年に対する禁止行為 (少年有害行為) 第17条第2項第1号 第17条第2項第2号	R3.3.15	対象者らは、令和2年9月29日午前1時41分頃から同日午前2時15分頃までの間、被害少年(18歳)が少年であることを知りながら、電話で「お前今からヤキな。事務所来いよ。」「早く事務所に来いよ。」等と申し向けて、少年を平塚市内のビルに呼び出し、少年有害行為として神奈川県暴力団排除条例施行規則(平成23年神奈川県公安委員会規則第2号)第3条に規定する行為である刑法第208条に規定する暴行を行う目的で、面会を要求したことから、神奈川県暴力団排除条例第17条第2項第1号及び同2号の規定に違反する行為をしており、少年の健全な育成を阻害すると認められる。		稲川会系幹部及び組員
2	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R3.3.17	違反事業者は、土木工事業を営む有限会社であるが、同社代表取締役がその事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系幹部に対し、令和元年12月8日頃、居酒屋で開催された前記稲川会系幹部主催の忘年会において、心付け名目で現金1万円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	土木工事業者	稲川会系幹部
		利益受供与 第24条第1項	R3.3.18	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
3	勧告	宅地等の譲渡等(貸付) 第25条第2項	R3.6.3	違反者は、平成27年10月頃、当時稲川会系幹部からの依頼を受け、神奈川県内所在のマンションの一室が、暴力団事務所の用に供されることを知りながら、同年11月25日、前記マンションを管理する不動産会社と賃貸借契約を行い、使用権利を取得した上、同年12月1日から令和元年6月27日までの間、前記マンションの一室を暴力団事務所として有償で使用させ、もって暴力団事務所の利用目的で宅地等の譲渡等をしたものである。	譲渡等違反者	
4	勧告	利益供与等 (暴力団事務所修繕) 第23条第2項第5号	R3.6.10	違反事業者は、東京都内で防犯カメラ販売工事業を営む者であるが、その事業に関し、令和3年3月12日、稲川会系暴力団幹部から依頼を受け、正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている、神奈川県内の暴力団事務所の修繕工事を請け負い、同年3月31日に同工事を行い、修繕を完了させたものであり、同暴力団幹部はその情を知って、当該行為の相手方となったもの。	防犯カメラ販売工事業者	稲川会系幹部
		利益受供与 第24条第1項	R3.6.11	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
5	勧告	名義利用等 (他人の名義利用) 第26条の2第1項違反	R3.6.16	名義利用違反者は、住吉会系組員であるが、不動産賃貸借契約をするに当たり、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、令和元年10月4日、名義貸し違反者に、不動産会社と同人名義により、アパートの不動産賃貸借契約を締結させ、もって他人の名義を利用したものである。	名義貸し違反者	住吉会系組員
		名義利用等 (名義貸し) 第26条の2第2項違反	R3.6.10	名義貸し違反者は、住吉会系組員が、暴力団員であることを隠蔽して不動産賃貸借契約をするに当たり、その情を知って、令和元年10月4日、不動産会社と名義貸し違反者の名義によりアパートの不動産賃貸借契約を締結し、もって暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		
6	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R3.7.8	違反事業者は、神奈川県内で飲食店を営む者であるが、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系幹部に対し、平成29年8月から令和3年4月までの間、前後45回にわたり、みかじめ料名目に毎月現金4万円(総額180万円)を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食店事業者	稲川会系幹部
		利益受供与 第24条第1項	R3.7.8	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
7	勧告	利益供与等 (活動助長) 第23条第1項第7号	R3.8.30	利益供与 違反事業者は、自動車販売仲介業を営む者であるが、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、稲川会系幹部に対し、令和2年10月頃から同年11月頃までの間、横浜市中区周辺において、普通乗用自動車及び軽乗用自動車を有償譲渡し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	自動車販売仲介業者	稲川会系幹部
		名義貸し 第26条の2第2項		名義利用等 違反者は、稲川会系幹部が普通乗用自動車を取得するに当たり、自らが暴力団員であることを隠蔽する目的であることの情を知って、令和3年2月9日、神奈川県内において、違反者が自己の名義により普通乗用自動車を登録し、もって暴力団員に対し、自己の名義を利用させたものである。		
		利益受供与 第24条第1項 名義利用 第26条の2第1項	R3.9.7	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
8	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R3.10.14	違反事業者は、社交飲食店等を営む株式会社であるが、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、同社実質経営者の男が、稲川会系組員に対し、令和3年6月下旬頃、同社が経営する社交飲食店等3店舗分のみかじめ料名目に現金合計13万円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食店事業者	稲川会系組員
		利益受供与 第24条第1項	R3.10.13	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
9	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R3.11.22	違反事業者は、不動産業を営む有限会社であるが、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、令和3年5月初旬から同月28日までの間、稲川会系幹部が、暴力団事務所の駐車場として使用する土地を購入するための不動産売買契約を宅地建物取引業者に依頼して無料で仲介させ、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	不動産業者	稲川会系幹部
		利益受供与 第24条第1項	R3.11.19	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		
10	勧告	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	R3.11.25	違反事業者は、社交飲食店等を営む株式会社であるが、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、同社実質経営者が、稲川会系幹部に対し、平成31年1月上旬頃、令和2年1月上旬頃及び令和3年1月上旬頃の前後3回にわたり、同社が経営する社交飲食店のみかじめ料名目に現金合計504万円を供与し、もって暴力団員等に対して財産上の利益を供与したものである。	飲食店事業者	稲川会系幹部
		利益受供与 第24条第1項	R3.11.26	暴力団は、その情を知って、当該行為の相手方となったもの。		

指定暴力団一覧表(25団体)

全国の指定暴力団 (2021年12月現在)



暴力団被害無料電話相談会の開催

● 開催日時

・ 令和**4**年**6**月**3**日(金) 午前10時～午後6時

● 開催場所

・ 神奈川県弁護士会館 横浜市中区日本大通9

● 相談方法

・ 電話での相談(無料)



● 相談対応

・ 暴力団をはじめとする反社会的勢力やその周辺者にかかわる被害一般について、暴力団対策の専門家(警察、弁護士、暴力追放推進センター)が、相談に応じます。

※電話番号等は、5月下旬にホームページ等でお知らせします。

第31回 暴力追放県民大会のご案内

● 開催日時

・ 令和**4**年**9**月**6**日(火) 午後2時～午後4時

● 開催場所

・ 神奈川県立音楽堂 横浜市西区紅葉ヶ丘9-2

● 次第

第一部

- ・ 主催者挨拶
- ・ 表彰
- ・ 来賓祝辞
- ・ 来賓紹介
- ・ 大会宣言

第二部

- ・ 警察音楽隊演奏・ステージドリル等



賛助会員のご紹介

～ここに掲げた企業・団体は、弊センターの賛助会員であり、暴力追放運動に取り組む皆様の応援団です。～

あ 行	(一社)綾瀬市建設業協会	さ 行	(株)創和
	(株)アスマイル		ソニー・ライフケア(株)
	荒井商事(株)	た 行	(有)高橋商事
	アマノマネジメントサービス(株)		(株)タツミプランニング
	(株)アサンテ		第一生命保険(株)
	(一社)厚木市建設業協会		中央総業(株)
	(株)アイル		東都熱工業(株)
	アナザーレーン(株)		(株)東京スター銀行
	(株)アイスコ		(株)東亜環境コーポレーション
	アルファノート(株)		東京ガスエコモ(株)
	アパホテル&リゾート横浜ベイタワー	な 行	ナイスコミュニティ(株)
	あすか創建(株)		日本郵便輸送(株) 南関東支社
	(株)インフォマティクス		日本たばこ産業(株)神奈川支社
	(株)イグアス		日総工産(株)
	(株)EASEL		(特非)任意後見利用促進協会
	(株)アイデアテクノロジー		日本KFCホールディングス(株)
	SGSジャパン(株)		日本インジェクタ(株)
	(株)ORTHOREBIRTH		(株)NeoCharge
	小戸工業(株)	は 行	ハーツテクノロジー(株)
	(株)オキサイド		(株)富士通トータル保険サービス
か 行	神奈川県民共済生活協同組合		(株)フジタ横浜支店
	神奈川県内レンタカー暴力団排除連絡協議会		(株)フェルディナス
	神奈川県自動車販売店協会		フォーライフ(株)
	神奈川県信用保証協会		(株)フォレスト
	神奈川相互交易(株)		(株)FinShot
	神奈川県自動車交通共済協同組合		(株)ベンハウス
	(株)かんぽ生命保険南関東エリア本部		(株)ベルク
	(株)かんぽ生命保険横浜支店	ま 行	(株)丸八アセット
	(株)かんぽ生命保険藤沢支店		(株)マイホームワン
	(株)かんぽ生命保険海老名支店		(株)三菱電機ライフネットワーク
	(株)かんぽ生命保険川崎支店		明誠建設(株)
	(公社)神奈川県産業資源循環協会		メトロレミッタンスジャパン(株)
	川崎市信用保証協会		守谷輸送機工業(株)
	神奈川県軽自動車協会	や 行	(株)ゆうちょ銀行 南関東エリア本部
	神奈川県農業信用基金協会		UR都市機構神奈川県暴力団等排除対策協議会
	神奈川県行政書士会相模原支部		(株)ユースン
	神奈川県行政書士会		横浜低温流通(株)
	川崎市管工事業協同組合		横浜公証人会
	関東開発(株)		横浜市信用保証協会
	(株)グローバルインフォメーション		横浜市鶴見スポーツセンター
	京浜急行電鉄(株)		横浜市神奈川スポーツセンター
	コネクシオ(株) ドコモショップ相模原店		横浜市都筑スポーツセンター
	サンエス技研(株)		横浜市西スポーツセンター
さ 行	(株)サードブラネット		横浜市栄スポーツセンター
	篠竹興業(株)		横浜市中スポーツセンター
	新明和工業(株)		横浜市戸塚スポーツセンター
	新明和オートエンジニアリング(株)		横浜市港南スポーツセンター
	(株)湘南ゼミナール		横浜市南スポーツセンター
	SHOTOKU(株)		横浜市金沢スポーツセンター
	ジャパニマス(株)		横浜市瀬谷スポーツセンター
	JFEエンジニアリング(株)ガス事業部導管建設センター		横浜市保土ヶ谷スポーツセンター
	G・Aホールディングス(株)		横浜市磯子スポーツセンター
	生命保険協会神奈川県協会		横浜市旭スポーツセンター
	世紀東急工業(株)横浜支店		横浜市泉スポーツセンター
	相鉄ホールディングス(株)		横浜市緑スポーツセンター
	損害保険料率算出機構 横浜第一自賠責調査事務所		

※個人及び掲載希望のない企業等は除いております。



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930
 ☎045-663-8930